

## 八峰町に転入された方、転入を予定されている方に、 下記の助成金を用意しています！

### 用語の定義

Uターン者…町内出身者であって、5年以上町外で生活し、再び八峰町に住民登録した人  
(但し、在学期間は含まない)

Iターン者…町外出身者であって、新たに八峰町に住民登録した人

**交付対象者** 八峰町に住民登録をしてから、1年以上八峰町に居住しているU・Iターン者

**申請期間** 申請期間は住民登録の日から1年以上経過した後、1年以内《厳守》  
平成27年12月1日を基準日とした場合、平成25年11月30日以前に転入した人は住民登録から2年が経過しているため申請することができません

**返還規定** 奨励金等の交付を受けた日から、5年以内に町外へ転出した場合は、奨励金等を全額又は一部返還していただきます

### 定住奨励金

#### 1. 交付額

①単身で転入した場合は 150,000円 ②家族で転入した場合は 300,000円

#### 2. 交付申請

交付申請書等に必要事項を記入のうえ提出していただきます。

<必要な添付書類>

住民票謄本、戸籍の附票謄本(転入以前の5年間、町外に住んでいたことが確認できるもの)等

### 定住用住宅取得等助成金

#### 1. 対象物件

住民登録日の前後1年以内に購入・借用した物件  
(以前の規定：「但し、住民登録後に購入・借用した物件に限ります。」)

#### 2. 対象費用

定住用住宅として購入・借用した住宅の改修等に係る費用

- ・「八峰町住宅リフォーム支援事業」との併用はできません。
- ・10㎡以上の新築・増築を行う場合は「確認申請」が必要になります。
- ・家電(テレビ、洗濯機等)の購入は補助対象外となります。ただし、配管工事等を伴う電気温水器、エアコン等については補助対象とします。

#### 3. 助成額

対象費用の1/2に相当する額、又は50万円のいずれか低い方の額(千円未満切捨)を助成します。  
(以前の規定：「但し、改修等に要した費用の額(千円未満切捨)に応じて、50万円を上限として助成します。」)

#### 4. 交付申請

交付申請書等に必要事項を記入のうえ提出していただきます。

<必要な添付書類>

定住奨励金の「交付決定通知書」(定住奨励金の申請と同時に進行場合は不要)、工事内容を確認できる書類(工事請負契約書、見積書)、施工箇所の写真等

※ 補助金の交付を受けることができない場合もありますので、詳細は下記へお問合せください。

次に該当する場合は補助金の交付を受けることができません。

- ・転勤等で一時的に住民登録をした人
- ・福祉施設等への入所を目的として住民登録をした人
- ・勉学のため転出し、勉学の終了により再び住民登録をした人  
(卒業後5年以上町外で生活していた人は除く)
- ・町税、使用料等を滞納している人(同居家族含む)等

【問合せ先 八峰町企画財政課 企画係 ☎0185-76-4603】

## 八峰町では「貸したい空き家」&「売りたい空き家」 を募集しています！

八峰町では、定住対策の一環として、U・Iターンや田舎暮らしを希望される方々へ、町内の空き家(賃貸・売却が可能な物件)を紹介しています。

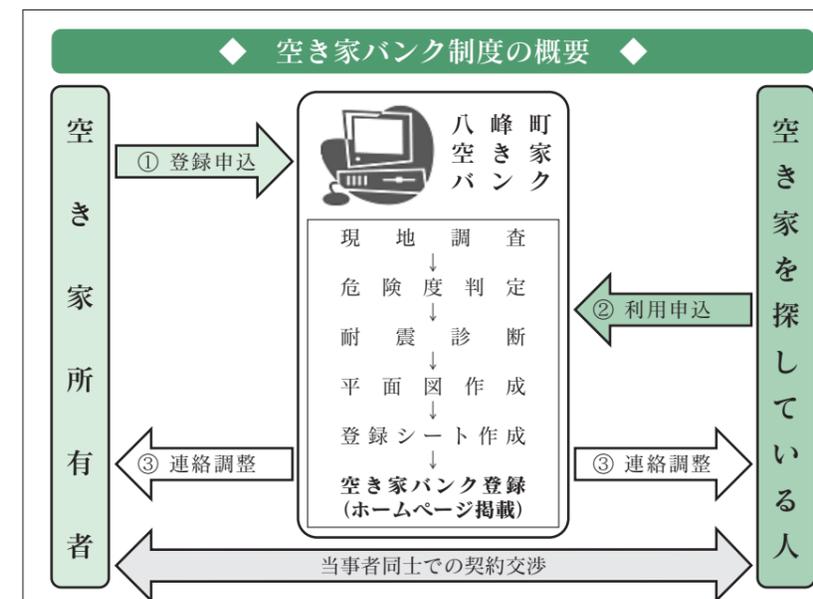
『空き家の管理が大変なので、誰かに貸したい…』などの要望がありましたら、お気軽にご相談ください。

### 資産運用と管理

- ・空き家を貸し出し、家賃収入を得ることで、固定資産税の支出などに充てることができます。
- ・人が住まなくなると、家はあつという間に老朽化が進みます。資産の維持のためにも、“入居者に管理してもらう”という気持ちで貸し出してはいかがでしょうか。

### 地域貢献

- ・地域内に空き家が多くなると、防犯・防災上の問題や、集落の景観悪化の問題などが心配されます。人が移り住むことで、これらの問題の対策につながります。
- ・八峰町の人口は年々減少しています。空き家バンクを活用して、町外から定住希望者が移り住んでくることで、地域の活性化が見込めます。



### <バンク利用の流れ>

- ①申込み用紙に必要事項(\*)を記入していただきます。  
※築年数、間取り等について、わかる範囲で記入していただきます。
- ②利用希望者から申し込みがあれば、所有者の方にお知らせします。
- ③所有者と利用希望者で交渉をしていただきます。



### 【問合せ先】

空き家バンク 八峰町企画財政課 企画係 ☎0185-76-4603  
 空き家業務全般 八峰町総務課 防災安全係 ☎0185-76-4601  
 (危険な空き家に関すること)